

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和 30 年岩手県訓令第 33 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
公 印			管 守 機 関	備 考	公 印			管 守 機 関	備 考
種 類	ひな形	大きさ（ミリメートル）			種 類	ひな形	大きさ（ミリメートル）		
[略]					[略]				
知事印	[略]		法務私学担当課長、本庁各部署（ <u>総務部及び総合雇用対策局を除く。</u> ）の主管室課の管理担当課長				法務私学担当課長、本庁各部署（ <u>総務部を除く。</u> ）の主管室課の管理担当課長		
[略]					[略]				
出納長印	[略]		<u>出納局出納課</u> 出納員				<u>出納局出納員</u>		
副出納長印	[略]		<u>出納局出納課</u> 出納員				<u>出納局出納員</u>		
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。